

令和7年 第4回五泉市教育委員会定例会 会議録

| | | |
|------------------|--------------------|-----------------|
| 開 催 日 | 令和7年4月18日 金曜日 | |
| 開 催 場 所 | 五泉市役所 3階 応接室 | |
| 出席者 | 教育長 | 伊藤 順子 君 |
| | 委 員 | 本間 寛和 君 |
| | | 藤木 由佳子 君 |
| | | 小出 園子 君 |
| | 関係説明者 | 学校教育課長 杵淵 香奈恵 君 |
| 生涯学習課長 山崎 天 君 | | |
| スポーツ推進課長 井上 雅夫 君 | | |
| 図書館長 廣川 規之 君 | | |
| 書 記 | 学校教育課 課長補佐 高地 隆一 君 | |
| 欠 席 委 員 | 吉川 弘一 君 | |

議 事 日 程

令和7年4月18日 午後1時33分 開会開議

1. 付議する事件

議第1号 五泉市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

2. 報告する事項

報告第1号 五泉市社会教育委員並びに五泉市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第2号 五泉市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について

報告第3号 五泉市青少年問題協議会委員の任命について

報告第4号 五泉市青少年問題協議会幹事の委嘱について

報告第5号 のびのび学習教室「寺子屋」事業運営委員会委員の委嘱について

報告第6号 五泉市川東公民館運営委員の委嘱について

報告第7号 五泉市スポーツ推進審議会委員の任命について

報告第8号 五泉市学校開放運営委員会委員の委嘱について

報告第9号 学校医の委嘱について

報告第10号 学校歯科医の委嘱について

報告第11号 学校運営協議会委員の任命について

報告第12号 五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について

報告第13号 労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について

報告第14号 防火管理者の任命について

報告第15号 五泉市いじめ防止対策委員会委員の任命について

報告第16号 五泉市部活動の在り方検討委員会委員の委嘱について

報告第17号 令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

報告第 18 号 区域外就学の許可について（令和 6 年度分）

報告第 19 号 学区外就学の許可について（令和 7 年度分）

3. 日程の追加について

4. 付議する事件

議題 2 号 五泉市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制定
について

5. 報告する事項

報告第 20 号 教育財産の廃止について

6. その他

各課からの報告事項

議 事 経 過

伊藤教育長

これより第4回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしました議事日程を変更しまして、本日机上に配布いたしました議事日程のとおりといたします。

それでは議事に入らせていただきます。

はじめに、日程の1、付議する事件であります。

議第1号五泉市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

生涯学習課長の説明を求めます。

山崎課長

議第1号 五泉市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、五泉市公民館条例では、五泉市公民館のほかに村松、川東、巢本、ならびに橋田の各公民館を市内の公民館として規定しております。このほか必要に応じ地域公民館を設置することができるとしており、現在、公民館管理規則において村松地区内に37の地域公民館を規定しております。このたびの改正は、その地域公民館の数を変更するものであります。

改正の内容について申し上げます。

議案書の3ページの新旧対照表をご覧ください。右側の旧の欄に下線が引いてあります下戸倉分館と阿弥陀瀬分館から、それぞれ少子高齢化により地域公民館の活動が大幅に停滞していることから分館を廃止する旨の届出がありましたので、規則から削除するものであります。

戻りまして、2ページ下段に記載のとおり、附則につきましては、施行期日を定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、議第1号は承認されました。
 以上で付議する事件を終わります。
 次に、日程の2、報告する事項についてであります。
 報告第1号 五泉市社会教育委員並びに五泉市公民館運営審議会委員
 の委嘱についてであります。
 生涯学習課長の説明を求めます。

山崎課長 報告第1号 五泉市社会教育委員並びに五泉市公民館運営審議会委員
 の委嘱について、ご説明申し上げます。
 5ページをご覧ください。
 このたび、委嘱しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり村松桜中学校の佐藤昌樹校長を新たに委嘱したものです。
 任期につきましては、前任者の残任期間である令和7年4月1日から令和8年5月31日までであります。
 以上、社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について、ご報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第1号を終了させていただきます。
 次に、報告第2号 五泉市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱
 についてであります。
 生涯学習課長の説明を求めます。

山崎課長

報告第2号五泉市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

このたび、委嘱しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり五泉警察署の星野剛生活安全課長ほか1名を新たに委嘱したものです。

任期につきましては、星野委員が3月24日から、佐藤委員が4月1日から、前任者の残任期間である令和8年5月31日までであります。

以上、青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について、ご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第2号を終了させていただきます。

次に報告第3号五泉市青少年問題協議会委員任命についてであります。

生涯学習課長の説明を求めます。

山崎課長

報告第3号 五泉市青少年問題協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

このたび、任命しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり新潟県中央児童相談所 石橋一所長ほか2名を新たに任命することについて、市長に内申したものであります。

任期につきましては、前任者の残任期間である令和7年4月1日から令和8年5月31日までであります。

以上、青少年問題協議会委員の任命について、ご報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第3号を終了させていただきます。
次に、報告第4号 五泉市青少年問題協議会幹事の委嘱についてであります。

生涯学習課長の説明を求めます。

山崎課長 報告第4号五泉市青少年問題協議会幹事の委嘱について、ご説明申し上げます。

11 ページをご覧ください。

このたび、任命しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり五泉警察署の星野剛生活安全課長ほか1名を新たに委嘱することについて、市長に内申したものであります。

任期につきましては、星野幹事が3月24日から、吉井幹事は4月1日から前任者の残任期間である令和8年5月31日までであります。

以上、青少年問題協議会幹事の委嘱について、ご報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第4号を終了させていただきます。
次に、報告第5号 のびのび学習教室「寺子屋」事業運営委員会委員の委嘱についてであります。

生涯学習課長の説明を求めます。

山崎課長 報告第5号 のびのび学習教室「寺子屋」事業運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

13 ページをお開きください。

このたび、委嘱しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり五泉小学校の中原広司校長ほか1名を新たに委員に委嘱したものです。

任期につきましては、前任者の残任期間である令和7年4月1日から令和7年5月31日までであります。

以上、のびのび学習教室「寺子屋」事業運営委員会委員の委嘱について、ご報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第5号を終了させていただきます。

次に、報告第6号 五泉市川東公民館運営委員の委嘱についてであります。

生涯学習課長の説明を求めます。

山崎課長 報告第6号 五泉市川東公民館運営委員の委嘱について、ご説明いたします。

15 ページをお開きください。

このたび、委嘱しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり川東中学校の佐藤典人校長を新たに委嘱したものです。

任期につきましては、前任者の残任期間である令和7年4月1日から令和8年3月31日までであります。

以上、五泉市川東公民館運営委員の委嘱について、ご報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第6号を終了させていただきます。
次に、報告第7号 五泉市スポーツ推進審議会委員の任命についてで
あります。

スポーツ推進課長の説明を求めます。

井上課長 報告第7号 五泉市スポーツ推進審議会委員の任命について、ご説明
申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

五泉市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法に基づき、本市のスポ
ーツの全般にわたる事項について調査、審議する組織で、審議会の委員
は10人以内とし、任期は2年と規定されているところです。

この度の任命につきましては、現在8人に委員をお願いしております
が、そのうち五泉市食生活改善推進委員協議会の役員の改選と教員の人
事異動により、新たに17ページに記載の2人の委員を推薦いただいた
ものです。

1人目は、五泉市食生活改善推進委員協議会から田邊芳子さま。2人
目は、五泉市・東蒲原郡中学校体育連盟から齋藤隆太郎さまをそれぞれ
推薦いただき、任命したものです。

任期は、令和7年4月1日から令和8年5月31日までの前任者の残
任期間となります。

以上、五泉市スポーツ推進審議会委員の任命について、報告いたしまし
た。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第7号を終了いたします。

次に、報告第8号 五泉市学校開放運営委員会委員の委嘱について、
であります。

スポーツ推進課長の説明を求めます。

井上課長 報告第8号 五泉市学校開放運営委員会委員の委嘱について、ご説明
申し上げます。

議案書 18 ページと本日配布の別紙五泉市学校開放運営委員を委嘱す
る者の氏名等をご覧ください。

五泉市学校開放運営委員会は、学校教育法に基づき、学校開放の利
用を促進するために、必要な事項を審議する組織で、学校長、地域の使
用者、利用団体の代表者などから教育長が委嘱するもので、任期は2年
と規定されているところです。

この度の任命につきましては、現在6人の委員を委嘱しておりますが、
そのうち教員の人事異動とスポーツ推進委員の退任により、19ページに
記載の委員を新たに委嘱したものです。

1人目は、五泉北中学校長、渡邊正人さま。2人目は、愛宕小学校長、
水藻正美さま。3人目は五泉市スポーツ推進委員、木村イエ子さまです。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの前任者の残
任期間となります。

以上、五泉市学校開放運営委員会委員の委嘱について、報告いたしまし
た。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第8号を終了いたします。

次に、報告第9号 学校医の委嘱について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長

報告第9号学校医の委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書の20ページをお願いいたします。

この度の委嘱につきましては、市内の医療機関の閉院に伴いまして、学校医が交代となったものであります。

21ページをご覧ください。

まず、内科につきまして、五泉南小学校の学校医が小山隆医師からわたべこどもクリニック 渡部雄一医師に、五泉中学校の学校医が澁谷隆医師から佐藤医院 佐藤泰医師に交代いたしました。また、全小中学校において、耳鼻科医の学校医は澁谷知子医師から五泉耳鼻科・音声嚥下クリニックの馬場洋徳医師に交代いたしました。

委嘱日は、令和7年4月1日であります。

以上、学校医の委嘱について、報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第9号を終了いたします。

続きまして、報告第10号 学校歯科医の委嘱について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長

報告第10号 学校歯科医の委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

この度の委嘱につきましては、学校歯科医の交代によるものであります。

23ページをご覧ください。

表の上段、大蒲原小学校につきましては鈴木和久医師から武田歯科クリニック 武田明義医師に、村松桜中学校につきましては大石繁康医師か

ら同じく武田明義医師に交代いたしました。

委嘱日は、令和7年4月1日であります。

以上、学校歯科医の委嘱について、報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第10号を終了いたします。

次に、報告第11号 学校運営協議会委員の任命について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長

報告第11号 学校運営協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。

この度の任命につきましては、各小中学校に設置している学校運営協議会の委員で、各学校長が作成する学校の運営に関する基本方針を審議し承認することや学校の運営について意見を述べる役割を担っております。委員の定数は各校15人以内で、学校長の推薦により教育委員会が任命するものです。

この度任命した委員は、議案書の25ページから31ページの別紙「五泉市学校運営協議会委員に任命する者」に記載しております、各学校長から推薦いただきました全13校、135人を任命したものです。

任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

以上、学校運営協議会委員の任命についてご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第 11 号を終了いたします。

次に、報告第 12 号 五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長

報告第 12 号 五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書の 32 ページをご覧ください。

この度の委嘱につきましては、地域と学校が協働で活動する際の推進員及び協働本部の本部員で、この内、推進員は、地域と学校が協働で行う学校行事や地域行事の企画・立案や行事に必要な協力者の確保と連絡調整などを行う、地域のコーディネーターの役割を担う方であり、定数は各校 1 人であります。また、本部員は、それらの行事の運営などにご協力いただく地域関係者、保護者、担当教職員などであり、定数の規定はありません。いずれも学校長の推薦により教育委員会が委嘱するものであります。

33 ページをご覧ください。

はじめに、推進員であります。13 校に各 1 人委嘱いたしましたが、名簿の上から 2 番目、五泉南小学校と下から 4 番目の五泉中学校は関塚真弓さま、中ほどの大蒲原小学校とその下の村松小学校につきましては、猪又久美子さまが両校を担当されます。また、下から 3 番目の五泉北中学校 二瓶直子さまとその下、川東中学校の斎藤直子さまが新たに推進員となった方で、その他の方々は再任であります。

任期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日に発令し、令和 8 年 3 月 31 日までであります。

次に、五泉市地域学校協働本部本部員につきましては、34 ページから 38 ページにかけて記載しております 13 校 81 人に委嘱したものです。

任期につきましては、令和7年4月1日に発令し、令和8年3月31日までとなります。

以上、五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について、報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第12号を終了いたします。

次に、報告第13号 労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長 報告第13号 労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について、ご説明申し上げます。

39ページをお願いします。

衛生推進者は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的に、常時勤務している教職員が10人以上50人未満の学校等については衛生推進者を選任しなければならないと、労働安全衛生法に規定されているものであり、当市のすべての学校に配置しております。

40ページをお開きください。

この度の委嘱につきましては、記載の5校について、4月の人事異動による衛生推進員の交代に伴うもので、別紙名簿のとおり市長に内申し、令和7年4月1日付けで委嘱されたものです。

以上、労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第 13 号を終了いたします。
次に、報告第 14 号 防火管理者の任命について、であります。
学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長 報告第 14 号 防火管理者の任命について、ご説明申し上げます。
41 ページをお願いいたします。

防火管理者につきましては、各学校に防火管理者を置くことが消防法に規定されており、五泉市立学校の施設、設備の管理に関する規則第 5 条では、防火管理者には校長を充てるとし、校長が資格を有していない場合は、資格を持っている他の教員をもって、これに充てると定めております。

42 ページをお開きください。

このたびの任命につきましては、記載の 10 校のうち、9 校は人事異動により防火管理者を新たに選任するもの、1 校は校内での防火管理者を変更するものであります。

校長が資格を有していない 3 校は、有資格者の教頭、それ以外の 7 校は校長を任命いたしました。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から当該校に在職する期間となります。参考までに、43 ページに全 13 校の防火管理者を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

以上、防火管理者の任命について、報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第 14 号を終了させていただきます。

次に、報告第 15 号 五泉市いじめ防止対策委員会委員の任命について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長 報告第 15 号 五泉市いじめ防止対策委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

44 ページをお願いいたします。

五泉市いじめ防止対策委員会は、いじめ防止のための対策等に関して必要な事項を調査審議すること、及び、いじめによる重大事態が発生した場合などの調査を行う役割を担う組織で、各分野の有識者 8 人以内で構成することと定めております。現在の委員は 6 人ですが、この内、3 名が人事異動により交代となったことから、この度、新たに任命したものであります。

新たに任命した委員は、45 ページに記載の 3 名であります。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から前任の残任期間である令和 9 年 2 月 16 日までであります。

以上、五泉市いじめ防止対策委員会委員の任命について、報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第 15 号を終了いたします。

次に、報告第 16 号 五泉市部活動の在り方検討委員会委員の委嘱について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長 報告第 16 号 五泉市部活動の在り方検討委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

46 ページをお願いいたします。

この委員会は、部活動の地域移行に向けて部活動の在り方を検討する組織で、中学校教職員、地域のスポーツ及び文化関係者と保護者 10 人以内で構成しております。

この度、新たに委嘱した委員は、47 ページに記載の 1 名であり、人事異動による交代であります。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から前任の残任期間である令和 8 年 8 月 24 日までであります。

以上、五泉市部活動の在り方検討委員会委員の委嘱について、報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第 16 号を終了いたします。

次に、報告第 17 号 令和 6 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長 報告第 17 号 令和 6 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について、ご説明申し上げます。

48 ページをお開きください。

要保護・準要保護児童生徒の認定につきましては、児童生徒が等しく勉学に励むことができるよう、経済的にお困りのご家庭に小中学校の就学に要する学用品や修学旅行、給食費などの費用を援助する制度であります。

令和 6 年度分は 7 月に当初申請分の認定を行い、その後の追加認定や転校による認定解除などの増減を差し引きし、令和 7 年 3 月末の認定数

が確定いたしましたので、認定数一覧を作成し、報告するものです。

一覧表は、49 ページと 50 ページに小学校、51 ページに中学校と、学校別に要保護、準要保護の総数などをまとめております。

それでは 50 ページをお開きいただき、下から 2 段目の小学校計の太枠の総数の欄をご覧ください。左側の要保護児童の総数は 5 人、右側の準要保護児童は 269 人、合わせて 274 人を認定し、世帯の認定数は要保護 5 世帯、準要保護 195 世帯の、合わせて 200 世帯と、令和 5 年度に比べまして、児童数が 6 人増加、世帯数は 2 世帯増加いたしました。

なお、50 ページに記載の■■■■小学校、■■■■小学校、■■■■小学校につきましては、各学校に区域外就学をする児童について、住所のある教育委員会が援助費の一部を支給することになっていることから、認定数に含めているものであります。

続いて、51 ページの中学校についてご説明申し上げます。

総数は要保護生徒が 3 人、準要保護生徒が 151 人、合わせまして 154 人を認定し、世帯の認定数は、要保護世帯 2 世帯、準要保護は 141 世帯で、令和 5 年度に比べまして、生徒数は 6 名減少、世帯数も 3 世帯減少となりました。

また、51 ページの一番下に記載の新入学学用品費（年長児対象）は、4 月に各小学校に入学した児童の中で経済的に困りの児童の保護者に対し、入学前の保育園等に在園中に新入学学用品の購入費を援助したもので、令和 6 年度につきましては、31 人、31 世帯の児童が対象となりました（R5 年度 50 人 49 世帯）。

以上、令和 6 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第 17 号を終了いたします。

次に、報告第 18 号 区域外就学の許可について（令和 6 年度分）、であります。

なお、報告第 18 号につきましては、五泉市教育委員会会議規則第 23 条により、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ご異議がございませんので、報告第 18 号は秘密会といたします。

報告第 18 号 非公開

伊藤教育長

報告第 18 号を終了いたします。

次に報告第 19 号、学区外就学の許可について（令和 7 年度分）であります。

なお報告第 19 号につきましても、五泉市教育委員会会議規則第 23 条により、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ご異議がございませんので、報告第 19 号は秘密会とさせていただきます。

報告第 19 号 非公開

伊藤教育長

報告第 19 号を終了いたします。

以上で報告し、運営する事項を終わらせていただきます。

次に、日程の3、日程の追加についてお諮りをいたします。

事務局より付議する事件として、議第2号 五泉市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制定について、報告する事項として、報告第20号教育財産の廃止についてが提出されております。

これを日程に追加して審議することにご異議ございませんでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長

ご異議がございませんので、日程を追加させていただきます。

それでは日程4、付議する事件であります。

議第2号 五泉市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制定について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長

議第2号 五泉市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制定について、ご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをご覧ください。

まず、この度の全部改正の趣旨をご説明申し上げます。市では、不登校の児童生徒に対し、学校復帰を支援するための相談、指導に携わる施設として「適応指導教室」を開設し、支援を行ってまいりましたが、文部科学省は「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を発出し、不登校児童生徒への生徒は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとして、これまでの不登校対策に関する通知を整理し、名称も「適応指導教室」から「教育支援センター」へ変更しております。

これらを踏まえて、本市においても「適応指導教室」を「教育支援セ

ンター」に名称変更するとともに、学校に登校することはできるが自分の教室へ入ることが難しい児童生徒が自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整えるため、「校内教育支援センター」を小・中学校内に設置できることを規定し、文部科学省の趣旨に基づいた要綱に改正するものであります。

なお、校内教育支援センターにつきましては、以前から各中学校内に「校内適応教室」を設置しており、今年度から必要に応じて小学校内にも設置できるようにいたしました。これまで要綱に規定しておりませんでしたので、この機会に明確に位置付け、より効果的な運営を目指すものであります。

告示の内容についてご説明いたします。

追加議案書の2ページをお願いいたします。

第1条は、不登校児童生徒等の社会的な自立に資することを目的として、教育支援センター及び校内教育支援センターを設置することを規定しております。

3ページの上段、第2条につきましては、第1項で教育支援センターの名称と位置を規定しているものであります。上段の「五泉市教育支援センター五泉教室」は、総合会館内にあります。「五泉市適応指導教室」、下段の「同 村松教室」は昨年度開設しました「五泉市村松適応指導教室」の名称を変更するものであります。

表の下段の第2項は、小・中学校の校内に校内教育支援センター 従来の校内適応教室 を設置できることを規定するものです。

第3条は教育支援センター及び校内教育支援センターに配置する職員について、第4条は通級の対象者について、また、ページをめくっていただいて、第5条は教育支援センター等の事業内容について規定しております。

第6条は、教育支援センター及び校内教育支援センターに通級するた

めの手続きについて規定しております。

5 ページ、第7条は、教育支援センター等への通級日を在籍校の出席として取り扱うこと及び在籍校と教育支援センター等の連携について規定をしております。

第8条はその他、附則はこの告示の施行年月日及び適用日を規定しております。

また、6 ページは教育支援センターへ通級するための届出様式、7 ページは校内教育支援センターへ通級するための届出様式を定めたものがあります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

この議案については机上配付だったので、詳しく見ていただく時間を作らせていただくので、ちょっとゆっくり目を通していただければと思います。

本間委員

今まで学校内にあったのは、小学校、中学校にそれぞれあったのですか。

伊藤教育長

各中学校にはありますが、今回は、小学校7校に設置できるようにしたものです。その位置付けをはっきりさせるために、今回名称とともに変更したものです。

先ほど課長が説明したとおり、以前は、学校への復帰とかそういうところが中心に目的にあったと思うんですけども、国の方も、それも含めてなんでしょうけれども社会的な自立を目指すのが最終的な目的だよということで、ちょっとニュアンスが変わったような内容で今回改正をされています。

本間委員

学校の中にあってもそれはまた、中学校、小学校とは別の支援を行っていくのですか。

伊藤教育長

一応、適応指導教室なので、学校内にあるので、学校に行っても教室に行けない子が、そこのやわらかい雰囲気の中で過ごすことによって、

だんだん来れるようになっていきます。

実際4月からやってみて来れなかった子が、その教室にいる時間が長くなり、今は給食まで食べれるぐらいまでになりました。効果がもうあらわれ始めているので、そういったところから教室に行けるようになれば、そのまま自然に教室に戻るっていうことも可能なんですけど、教室に戻すことだけが目的ではなくて、そうやってそこで過ごしながらか、少しでも勉強したり、馴染んだりすることができるようにということ

本間委員 固定した教員の先生が指導員になってとか、そこまできっちり決めた感じでもないのでしょうか。

伊藤教育長 会計年度任用職員で、先生を退職された方ですとか、別に1人指導員として、もうすでについていただいています。

ただ、丸1日ずっとではないので、その子供の来る時間に合わせるとか、学校の事情に合わせて、行ってもらうようになっています。

またそういった先生方の業務とか細かいのについては、またここに決まりがないものについては、細かく指導主事の方で、こういう業務をしてもらいますってような内容を決めて対応していくということになります。

小出委員 学校訪問の時に、設置されてる学校は、中はもちろん見学しないですけど、大体この辺にありますって案内していただけるのでしょうか。

伊藤教育長 案内してもらおうと思います。

とにかくうちの藤塚指導主事がですね、不登校が増えてるので、とりあえずやってみたいということで始めたことで、先生方も初めてのことなので、いろいろ学校と指導主事と勉強しながら、いろいろ改善するところは改善しながら、これから決めていきたいということなので、ちょっと見守りながら、進めていきたいと思います。

では他にご質問ないようでありますので、議題2号は承認されまし

た。

ありがとうございます。

以上で付議する事件を終わります。

次に、日程の5、報告する事項であります。

報告第20号 教育財産の廃止について、であります。

学校教育課長の説明を求めます。

杵淵課長

報告第20号 教育財産の廃止について、ご説明申し上げます。

追加議案書の8ページをお願いいたします。

この度の教育財産の廃止は、五泉市立第一幼稚園の閉園に伴い、教育財産を廃止したものであります。

9ページをご覧ください。

この度廃止いたしましたのは、五泉市立第一幼稚園の土地2,896平方メートルと、園舎であります。行政財産として、こども家庭課に所管替えいたしました。現在は2階の一部を学童クラブとして使用しているほか、今後、保健センターの改修工事期間中、子育て世代包括支援センターが一時移転する予定となっております。

なお、第一幼稚園の場所はこれまで五泉小学校の敷地内でありましたが、この度の教育財産廃止にあたり、第一幼稚園の場所を五泉小学校用地から第一幼稚園用地に変更し、その上で用地・建物とも廃止する手続きを行ったものであります。

以上、教育財産の廃止について、報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第20号を終了いたします。

以上で報告する事項を終わります。

次に日程6、その他として、各課からの報告事項であります。

学校教育課長から順次説明を求めます。

杵淵課長

学校教育課に関する事項を説明いたします。

5月の学校行事についてであります。小学校の運動会が5月17日土曜日に五泉南小学校、翌週24日土曜日にその他の8校でそれぞれ開催される予定となっております。

学校教育課分は以上です。

井上課長

次に、スポーツ推進課になります。

今後の予定ですが、4月23日水曜日午後7時から、こどもまつりが開催されます。これは、市が主催する子ども向け運動教室の運動あそびげんきっず、Let'sバレエ&ダンス、ジュニア運動教室の3つの教室を無料で体験できるイベントで、対象年齢は教室ごとに異なりますが、年中の園児から小学校6年生までが対象となります。このイベントを通じて教室のPRを図り、参加者の増加につなげていきたいとするものです。

また、翌日の24日木曜日からは、市主催の健康増進・体力づくり教室の8つの教室が順次開催されます。

スポーツ推進課分は以上です。

山崎課長

続きまして、生涯学習課です。

現在、村松郷土資料館におきまして、特別展「戦後80年 村松と戦争の記憶展」を開催しております。この特別展は戦後から80年を迎え、戦争の記憶の風化が進んでいるなかで、歩兵30連隊や村松陸軍少年通信兵学校に関する資料を展示し、戦争を二度と繰り返してはならないとの誓いをいまに生きる世代に伝えることを目的に開催しております。ぜひ、ご覧いただきたいと思っております。

特別展に関連し、4月26日土曜日午前10時から村松公民館視聴覚室を会場に特別講座を開催いたします。講師は新潟日報糸魚川支局の鈴木啓弘局長です。鈴木局長は五泉支局長時代に生き残った少年通信兵への

取材を通じて、彼らの戦争に対する想いを紙面に連載されてきました。この特別講座では、「少年たちが経験した戦争のリアル」と題して講演をいただきます。ぜひお申込みいただければと思います。

続きまして、文化財巡りのお知らせです。

開催日は5月10日(土)で、今回は郷土資料館特別展に関する村松兵営跡や陸軍病院跡などを見学するコースとなっております。

申込み締め切りは4月25日となっておりますので、ご興味がありましたらお申し込みいただきたいと思います。

生涯学習課からは、以上であります。

廣川館長

続きまして、図書館より読み聞かせイベントをご案内いたします。

5月17日土曜日 ラポルテ五泉の多目的室におきまして、「おはなしどりいむ」さんによる幼児から小学生を対象とした読み聞かせイベント「ラポルテでおはなしタイム」を開催します。

時間は午前10時より1回45分間で、2部制で行います。各回定員20人となっております。

図書館からは以上です。

伊藤教育長

各課からその他の報告がありました。

委員の皆さま方から何か普段から気になるようなことがあれば3月の定例会でお話ししましたが、愛宕小学校の難聴通級とか、中間処理場とか、そういった見学を少しづつ入れながらやっていきたいと考えていますので、決まったら事務局から連絡が行きますので、よろしく願います。

他にございませんでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長

ないようでありますので、以上で第4回の五泉市教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後 2 時 22 分 閉議

上記のとおり相違ないので署名します。

教育長 伊 藤 順 子 _____

委 員 本 間 寛 和 _____

委 員 藤 木 由佳子 _____

委 員 小 出 園 子 _____